704. ブーバクル・ベン・ハビブ・ベン・アル・ハキーム（別名：(a)ブーバクル・エル・ハキーム(b)ブバケ・エル・ハキーム(c)アブ・アル・ムカテル(d)アブ・ムカテル(e)アブ・ムカティル・アル・チュニジ(f)エル・ハキーム・ブーバクル）
BOUBAKER BEN HABIB BEN AL-HAKIM (a.k.a.: (a)Boubakeur el-Hakim (b)Boubaker el Hakim (c)Abou al Moukatel (d)Abou Mouqatel (e)Abu-Muqatil al-Tunisi (f)El Hakim Boubakeur)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1983年８月１日
出生地：フランス、パリ
国籍：(a)フランス(b)チュニジア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：シリア・アラブ共和国（2015年９月時点）
国連制裁委員会による指定日：2015年９月29日（2016年６月24日に改訂）
その他の情報：イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）のフランス系チュニジア人外国人テロ戦闘員。

705. ペーター・シェリフ
PETER CHERIF
称号：不明
役職：不明
生年月日：1982年８月26日
出生地：フランス、パリ20区
国籍：フランス
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：Al Mukalla, Hadramawt province, Yemen
国連制裁委員会による指定日：2015年９月29日（2016年６月24日に改訂）
その他の情報：アラビア半島のアル・カーイダ（ＡＱＡＰ）(562. に指定した団体)のメンバー。2012年、フランスで本人不在のまま懲役５年の有罪判決を受けた。2015年現在、フランス当局により指名手配されている。

706. マキシム・オーシャール（別名：アブ・アブダッラー・アル・ファランジ）
MAXIME HAUCHARD (a.k.a.: Abou Abdallah al Faransi)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1992年３月17日
出生地：Saint Aubin les Elbeuf, Normandy, France
国籍：フランス
旅券番号：不明
ＩＤ番号：フランス国民ＩＤカード番号　101127200129（Sous-Préfecture, Bernay, Franceにより発行。2020年11月４日失効）
住所：シリア・アラブ共和国（2015年９月時点）
国連制裁委員会による指定日：2015年９月29日（2016年６月24日に改訂）
その他の情報：イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）のフランス人外国人テロ戦闘員。テロ組織と関わりのある殺人及びテロ犯罪組織への参加を理由として、2015年１月20日、同人に対する逮捕状がパリ検察庁反テロ部門予審判事により発行された。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６０号
仙台市宮城野区幸町３丁目５番１－304号
債務者　本吉くに子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
仙台市宮城野区福室５丁目23番８－104号
債務者　名取　紀男
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　清史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
広島市安佐南区長楽寺２丁目16番５－204号
債務者　松下　早苗
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑佐　幸範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００号
宮城県黒川郡富谷町富谷字仏所176番地23
レオパレスＭｅｉ207、申立時の住所宮城県石巻市鹿妻南１丁目１番４－432号
債務者　松下　　聖
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑佐　幸範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５５号
広島県安芸郡府中町大通２丁目13番23号
債務者　大歳　富生
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８２号
広島市西区己斐中３丁目４番６号
債務者　濱田　正博
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０３号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目１番８号
債務者　中村　一伸
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部